

兼任教員情報公開用（最近５年間の主な業績等）

2018 年

氏 名	川崎 恭治	担当科目	国際法、発展ゼミⅡ
学 位			
1982 年	法学修士（一橋大学）		
主 な 学 歴			
年 月	事 項		
1980 年 3 月	一橋大学法学部卒業		
1982 年 3 月	一橋大学大学院法学研究科修士課程修了		
1982 年 4 月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程入学		
1985 年 3 月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得		
1988 年 3 月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程退学		
主 な 職 歴・経 歴			
年 月	事 項		
1988 年 4 月	広島修道大学法学部講師		
1989 年 4 月	広島修道大学法学部助教授		
1998 年 4 月	一橋大学法学部教授		
1999 年 4 月	一橋大学法学研究科教授		
2016 年 4 月	成城大学法学部教授		
最近 5 年間の主な業績等			
年 月	事 項		
2014 年	【著書】（すべて共著） 「第 4 章 国家の基本的権利義務と管轄権」「第 11 章 国家責任」、森川俊孝・佐藤文夫（編著） 『新国際法講義 改訂版』（北樹出版） 64・78,163・184 頁		
2014 年	Introductory Statement: Japanese Experience in Nuclear Liability Compensation after Fukushima Incident,” in: Christian Raetzke(ed.), Nuclear Law in the EU and Beyond (Nomos, 2014), pp.327-331.		
2016 年	川崎恭治・久住涼子「第 10 章 福島事故後の日本および EU における原子力安全レジームの課題と見通し」 中西優美子（編著）『EU 環境法の最前線—日本への示唆』（法律文化社） 207-221 頁		
2016 年	Kyoji Kawasaki, Ryoko Kusumi, Chapter 11: Challenges and Prospects for the Nuclear Safety Regime in Japan and the European Union After Fukushima, in: Yumiko NAKANISHI(ed.), Environmental Protection in the European Union (Springer).		
2014 年 10 月 20 日	【学会報告等】 “Challenges and Prospects for the Nuclear Safety and Liability Regimes in Japan after Fukushima,” Nuclear Inter Jura 2014, XXI Congress of the International Nuclear Law Association, in Buenos Aires, Argentine		
2015 年 2 月 13 日	“Sanctions and Erga Omnes Obligations in the Protection of Human Rights,” International Conference on Coercive Diplomacy, Sanctions and International Law, organized by Istituto Affari Internazionali, Rome, Italy.		
2016 年 11 月 9 日	“Actio Popularis and Obligations Erga Omnes before the International Court of Justice:From the South West Africa Cases (1966) to the Marshall Islands Cases (2016), ” XXII Nuclear Inter Jura Congress, New Delhi, India.		
(参考：外部リンク) プロフィールURL			
	https://www.seijo-law.jp/faculty/law/teacher/teacher.php?user_num=0223		